

# 令和元年度静岡県サービス管理責任者等基礎研修 実施要綱

## 1 研修の目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

## 2 研修期間及び会場

研修期間は3日間とし、1日目は共通講義を、2～3日目は講義及び演習を行います。

区分	開催日		会場・住所	
共通講義	9月17日(火)又は 10月2日(水)		静岡労政会館6階ホール (静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館)	
演習	1グループ	2日目	10月18日(金)	静岡県総合社会福祉会館 シズウエル703 (静岡市葵区駿府町1-70)
		3日目	10月28日(月)	
	2グループ	2日目	10月22日(火)	
		3日目	10月29日(火)	
	3グループ	2日目	10月24日(木)	
		3日目	10月30日(水)	
	4グループ	2日目	10月25日(金)	
		3日目	10月31日(木)	

※ 各会場とも受講生用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

※ 今年度から、就労や児童等の分野別研修が廃止され、カリキュラム統一化されています。

## 3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課  
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

## 4 研修計画及び研修内容

**別紙1**のとおりとします。

なお、受講者には、受講決定時に事前課題について御案内しますので、所定の様式により、期限までに提出してください。

## 5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方で、以下の要件を満たす方とします。

①相談支援従事者初任者研修を修了した方又は今年度修了見込み※の方

※今年度の相談支援従事者初任者研修を修了できなかった方及び今年度の相談支援従事者

初任者研修を「相談支援事業に従事する者」として申込みをした方は、本研修を受講できません（受講決定後であっても取り消します）

- ②本研修初日の前日までに、下表の実務経験年数を満たす見込みのある方（実務経験年数に満たない方は受講不可、業務内容等の詳細については別紙2、別紙3参照）

業 務	実務経験年数
相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	通算して3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	通算して6年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	通算して1年

**【注意事項】**

上表は、本研修を受講するための実務経験年数であり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置（届出）するために必要な実務経験年数とは異なります。（別紙2、別紙3を参照してください。）

**6 受講定員**

500人程度

**7 受講申込み方法及び注意事項**

(1) 静岡県電子申請システムによる申込み

申込み準備	<p>「静岡県電子申請システム」の利用者登録を行っている方 →静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「静岡県電子申請システム」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p>
申込み手順	<p>①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス <a href="https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/">https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/</a></p> <p>②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等基礎研修」で検索</p> <p>③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了</p>
申込み期限	令和元年8月16日（金）17時 ※期限後は一切申請入力できません

## (2) 実務経験証明書の提出

対象者	今年度の静岡県相談支援従事者初任者研修の申込み時に実務経験証明書を提出していない方 (例) 昨年度以前に静岡県相談支援従事者初任者研修を修了した方 静岡県外で相談支援従事者初任者研修を修了した方
提出様式	別添様式に申込み時点の情報を記載し、代表者印押印の上、提出してください。
記載上の留意事項	・複数法人での経歴を証明する場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください ・1法人で6回以上の異動がある等により欄が不足する場合は、2枚に渡って記載してください
提出方法	下記宛て郵送又は持参により提出をお願いします。 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階 静岡県障害者政策課障害者政策班 大路 宛て
提出期限	令和元年8月16日(金) 17時必着 ※提出書類は返却しません

### 【注意事項】

- ① 申込みは、法人（又は市町）ごとに行ってください（事業所単位の申込みは無効）。
- ② 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ③ 申込みは1事業所あたり原則1人とします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、受講優先順位の高い方から申込みを行うとともに、優先順位を記載してください。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込み後、半日程度経過しても研修申込み受付メールが届かない場合は、申込み登録が完了していないおそれがあるため、必ず、申込み期限までに、県障害者政策課（電話番号054-221-3599）まで確認をしてください。
- ⑥ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑦ 受講修了者氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握等のため、県から政令市へ提供します。
- ⑧ 実務経験証明書の提出が必要な方について、期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」に記載のある実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講決定しません。

## 8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、実務経験年数や法人ごとの申込み者数、配置予定時期等を勘案し、選考の上決定して、各法人の長宛てに受講（可否）通知書をメール送付します。（申込み時に登録したメールアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません。）

※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。

※ 受講決定後の演習グループ変更はできません。

## 9 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事の修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。

- ① 講義に遅れた場合（公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- ② 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作・講義中の写真撮影・タブレット式端末の使用等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ 事前課題について所定の期限までに提出がない場合
- ⑤ 課題の内容に、著しい不備が認められた場合
- ⑥ 研修参加費を納付していない場合
- ⑦ 実務経験証明書を提出していない場合（ただし、「7(2)実務経験証明書の提出」における対象者に限る。）

## 10 受講費用

1人当たりの受講費用として、研修参加費及びテキスト代（合計18,000円）を徴収します。

なお、研修参加費及びテキスト代は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては受講費用は返金しません。）

また、実務経験証明書の郵送費、研修会場への旅費や滞在費等は、受講者負担とします。

- ① 研修参加費：14,000円

受講申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。

- ② テキスト代：4,000円

研修初日に受付にて現金で徴収します。

## 11 配置に要する実務経験の確認について

「5 研修受講対象者」の注意事項に示したように、本研修の受講に当たって必要な実務経験と、事業所に配置(届出)するために必要な実務経験は異なります。

特に、児童発達支援管理責任者については、研修は老人福祉施設等の経験だけでも受講できますが、配置するためには障害者・障害児に対する実務が必要となるなどの違いがあるため、必ずしも「研修受講＝配置可能」にはならないことに御留意ください。

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者それぞれの配置に必要な実務経験の判断に不安がある場合は、必ず各指定機関へ事前確認いただくようお願いします。

事業所の所在地	問い合わせ先（指定機関）
静岡市内	静岡市障害者支援推進課 054-221-1098
浜松市内	浜松市障害保健福祉課 053-457-2860
上記以外の静岡県内	静岡県福祉指導課 054-221-3772

## 12 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
研修制度、申込み方法（県電子申請システム）、実務経験証明書、受講決定に関すること	静岡県障害者政策課 電話番号 054-221-3599 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
研修の内容に関する こと	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 永井、坂井 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)